

21世紀日本の主権者

遠藤政則

1 国民が本当の主権者になるために

- (1) 直接民主制、直間併存政治の主張理由
- (2) 国民は「賢」か「愚」か
- (3) 政治家は政策実現者・政策提示者、国民は政策選択者
- (4) 国民に選択の機会があるのか

2 第96条を活用する

- (1) 憲法第96条に関する基本法（憲法改正基本法）を制定する

目的 ① 憲法第96条に疑義のある点を明白にする。
② 憲法改正国民投票のルールを定める。

内容の骨子（案）

- ① 硬性憲法を前提とするが、国会発議のハードルは現行法で許される範囲で低くする。
- ② 内閣及び議員に提出権があることを明記する。
- ③ 議員提出権は、通常の議案（衆議院20人以上 参議院10人以上）に準ずる。
- ④ 議案の提案・審議・採決等の一切について、党議拘束をしない。
- ⑤ 「総議員」については、在籍議員数とする。
- ⑥ 審議の定足数は、憲法56条（3分の1以上）に基づくことを明記する。
- ⑦ 「過半数」については、有効投票の過半数とする。
- ⑧ 発議後いつ投票するかを明記する。

「日本国憲法改正国民投票法」昭和28年1月自治庁作成・発表、内閣提出の骨子によれば、

投票期日は、提案の日から35日以後90日以内で内閣の定める期日

この期間内に衆参両議院の選挙があれば、国会の議決で、その選挙期日に国民投票も行う

- ⑨ 投票権者は、国政選挙の投票権者である。

- ⑩ 改正の限界を明記する。
- ⑪ 複数の事項にわたる改正の場合の審議・議決・国民投票は、特に不可分のもの以外は個別に行う。
- ⑫ 投票方法は、賛成・反対の欄にそれぞれ○と×印の記号を記入する。
- ⑬ 国民投票に関する運動は原則自由とし、罰則は必要なものだけに限定する。

(2) 第96条を改正する<その案>

- ① この憲法の改正案は、各議院の議員、内閣又は憲法会議の発案により国会で審議し、各々の議院で出席議員の過半数の賛成があれば、国会は国民に提案し、その承認を得なければならない。
- ② 憲法改正の国民の承認は、国民に提案があってから20日以後60日以内に実施する国民投票で行う。
- ③ 国民投票で、投票権者の過半数の投票があれば、その有効投票の過半数の賛成で成立する。

憲法会議 <その案>

- ア 国会に設置する。
- イ 構成メンバー（委員）は、国会議員30名
特別公務員を除いた一般有権者40名
- ウ 委員の決定は、
 - 国会議員の場合は、無作為で抽選
 - 一般有権者のうち20名は、国会議員の委員が合議し委嘱
 - 20名は、希望者の中から抽選
- エ 任期は3年、再任できる。
- オ 会議は自由討論、公開（例外なし）とする。
- カ 改正案について委員の過半数の同意があれば、国会へ提案する。

3 国民論憲のために

- (1) 拡大解釈に歯止めをかけるための論憲——「21世紀主権者の教育」のために
- (2) 平易化の論憲——「憲法の国民化」のために
- (3) 18歳を成人とし、選挙権を持たせる——政治のモラトリアム防止のために